

韮崎市立小学校給食調理業務委託
(穂坂小学校、韮崎北東小学校、韮崎北西小学校、甘利小学校)
に係る公募型プロポーザル実施要項

韮 崎 市 教 育 委 員 会

1. 趣旨

韮崎市教育委員会（以下「教育委員会」とする。）では、児童生徒が安心して食せる、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供はもとより、食に関する指導を充実させ、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図り、地場産物を活用する取り組みを推進してきた。

このような状況の中、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待できる給食調理業務の委託化により、よりよい学校給食の実現が期待できると考え、平成15年度より順次委託化を実施し、平成27年度からは全校において民間委託となった。

本事業の実施にあたっては、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、より安全で衛生的な給食を安定して提供できる技術と知識を兼ね備えた事業者を募集し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、受託業者を選考、決定するものとする。

2. 委託内容等

（1）委託業務内容

別紙「韮崎市立小学校給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務。

（2）履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（3）提案上限額（消費税相当額を含む3年間の総額）

¥ 254,000,000

この金額は契約予定額を示すものではなく、提案は上記提案上限額を超えてはならない。

3. 企画提案の概要

（1）名称

韮崎市立小学校給食調理業務委託（穂坂小学校、韮崎北東小学校、韮崎北西小学校、甘利小学校）

（2）詳細委託内容

別紙、「韮崎市立小学校給食調理業務委託仕様書」による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

（3）事務局

韮崎市教育委員会 教育課 学校教育担当

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

TEL：0551-45-7208

FAX：0551-23-1215 電子メール：kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

(4) 実施スケジュール

日 程	項 目
令和7年 9月10日(水)	企画提案実施要項等の公表及び配布
令和7年 9月17日(水)	現地見学会参加申し込み受付期限
令和7年 9月24日(水) 25日(木)	現地見学会
令和7年 9月26日(金)	質疑受付期限
令和7年10月10日(金)	質疑に対する回答日
令和7年10月17日(金)	参加表明書及び提案書類の受付期限
令和7年11月 7日(金)	資格審査及び第1次審査に関する結果の通知送付日
令和7年12月上旬	第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査) ※2日間実施する場合あり
令和7年12月中旬	第2次審査に関する結果の通知
令和7年12月下旬	優先交渉権者との打ち合わせ
委託事業者の決定～ 令和8年3月31日(火)	委託開始準備

※日程は都合により変更することもあります。

(5) 現地見学会

① 日時・場所

日 時	場 所
令和7年9月24日(水)	
I 14時00分～14時50分	I 穂坂小学校：葦崎市穂坂町宮久保6121番地
II 15時00分～15時50分	II 葦崎北東小学校：葦崎市藤井町駒井1912番地
令和7年9月25日(木)	
I 14時00分～14時50分	I 葦崎北西小学校：葦崎市清哲町青木193番地1
II 15時00分～15時50分	II 甘利小学校：葦崎市大草町上條東割821番地1

② 留意事項

- ・ 現地見学会に参加を希望する事業者は、令和7年9月17日(水) 正午までに現地見学会参加申込書(様式1)により、電子メール(kyouiku@city.nirasaki.lg.jp)にて申し込むこと。
なお、電子メールの件名は、「小中学校給食調理業務委託現地見学会参加申し込み(貴社企業名)」とすること。
- ・ 参加人数は1事業者につき2名までとする。
- ・ 調理室に入室する者は、現地見学会の日から2週間以内の検便検査結果(検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157)、清潔な衣服(白衣、帽子、マスク、靴等)を用意すること。

(6) 参加資格要件

本企画提案に参加できる事業者は以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、会社更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。
- ⑤ 蕪崎市指名競争入札参加者資格者名簿に登載されていること。
- ⑥ 蕪崎市から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 租税を完納していること。
- ⑧ 学校給食法のほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- ⑨ 学校給食調理業務に十分な実績（様式2-2下欄参照）及び、別紙「蕪崎市立小中学校給食調理業務委託仕様書」の内容を確実に履行する能力を有していること。
- ⑩ 過去3年以内に学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。

(7) 参加資格要件確認基準日

教育委員会が参加表明書兼誓約書（様式2）を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までとする。

(8) 提出書類等

① 参加表明に関するもの

様式	名称	提出部数	備考
様式2	参加表明書兼誓約書	1部	押印が必要なものはすべて代表者印とする
様式2-1	会社概要等整理表	1部	
様式2-2	類似業務受託実績	1部	
	財務諸表の写し	各1部	直近の過去2年間分
	法人市民税の納税証明書	1部	本店所在地の自治体が発行する直近の証明書（原本）

② 企画提案に関するもの

様 式	名 称	提出部数	備 考
様式 3	企画提案書（表紙）	1 6 部	A 4 縦型・横書で、資料等を除き 5 0 頁以内。可能な限り両面印刷とする。
様式 4	提案価格書	1 6 部	費用の算出は令和 8 年 4 月以降 3 6 ヶ月の総額を記述すること。
様式 4 - 1	提案価格内訳書	1 6 部	学校毎に各年度の人件費、保健衛生費等の項目別の積算内訳を記述すること。

※様式番号の順でそれぞれにインデックスを付け、左側 2 カ所をホチキス止めにして正本 1 部、副本（正本の写し）を 1 5 部提出すること。

③提出期限及び提出先

提出期限：令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金） 昼 1 2 時まで

提 出 先：蕪崎市教育委員会 教育課 学校教育担当

提出方法：持参または郵送。持参の場合は、1 0 月 1 6 日（木）までは市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとし、1 0 月 1 7 日（金）は午前 9 時から昼 1 2 時までとする。郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法によるものとする。

（9） 質疑受付

期 限：令和 7 年 9 月 2 6 日（金） 昼 1 2 時まで

提出方法：質疑書（様式 5）を利用して作成し、下記件名を付して電子メールにより提出すること。送信後には電話での確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問は不可とする。

件 名：「小学校給食調理業務委託質疑（貴社企業名）」

電子メール kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

蕪崎市教育委員会 教育課 学校教育担当

回 答 日：令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

質疑に対する回答は、蕪崎市のホームページ上で公表する。

4. 選定について

蕪崎市立小中学校給食調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づいて審査を行い、総合的に最も評価点数が高い最優秀提案者 1 者と次に高い優秀提案者 1 者を選定する。

なお、提案書の提出者が 1 事業者であっても、「企画提案書評価指標」に基づき選定する。審査の結果により、提案が本事業実施の目的を達成できないと選定委員会が判断した場合、事業者の決定は行わないものとする。

（1） 第 1 次審査（書類審査）

提案書の提出者として参加の資格について確認をし、結果を応募事業者全てに書面にて通知する。

なお、多数の事業者から提出があった場合は、選定委員会において、企画提案書等に記載さ

れた内容、提案価格書及び会社概要等について「企画提案書評価指標」により採点し、総合評価点で順位付けをし、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）に参加する事業者を選定する場合がある。

（2） 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

選定委員会は、第1次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリング（説明15分、質疑応答15分程度）を行い、「企画提案書評価指標」により採点し、総合評価点で最も優れた企画提案者を優先交渉権者として選考する。また、出席可能人数は、最大4名までとする。

なお、次点交渉権者も併せて選考することとし、第1次審査の点数は、第2次審査に使用しない。

日 時：令和7年12月上旬

※2日間実施し、両日に1回ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する可能性あり。時間等の詳細については別に通知する。

結果は2次審査対象者全てに書面にて通知するとともに、韮崎市のホームページに事業者名を含み掲載する。

（3） 優先交渉権の決定

選定委員会にて選定された優先交渉権者は、教育委員会と仕様等を協議のうえ、教育委員会の決定を受けることにより、本業務受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、教育委員会は次点交渉権者と協議を行うものとする。

5. その他

（1） 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等に要する一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

（2） 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、教育委員会がこの事業に関し必要と認める場合は、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

（3） 提出書類作成のために教育委員会より受領した資料は、韮崎市の許可なく使用することはできない。

（4） 参加表明書提出後、企画提案への参加を辞退する場合は、指定の様式（様式6）により、不参加表明を企画提案書の提出期限内に事務局あてに直接提出するものとする。

提出辞退は自由であり、それを理由に以後の入札やプロポーザル等の参加における不利益な扱いはしない。

（5） 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

(6) 次のいずれかに該当する参加は無効とする。

- ① 参加資格要件に適合していない場合
- ② 参加表明書等に虚偽の記載をした場合
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- ④ 2通以上の異なる書類を提出した場合